

石川県社会的養育推進の手引き

令和2年3月

石川県健康福祉部少子化対策監室

～ 目 次 ～

1 本資料について	P1
2 本県の社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	P1
(1) 家庭養護の推進	P1
(2) 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援	P1
(3) 児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的な自立支援の実施	P2
(4) 子どもの権利擁護の推進	P2
3 社会的養育の推進に向けた取組	P3
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	P3
(2) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けて	P5
(3) 里親等への委託の推進に向けた取組	P9
(4) 子どものパーマネンシー保障のための特別養子縁組等を活用した取組	P15
(5) 乳児院・児童養護施設等の小規模化・多機能化等の促進	P16
(6) 一時保護における環境整備	P21
(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	P23
(8) 児童相談所の強化等に向けた取組	P25
参考 代替養育が必要な子ど�数と里親等委託率の算出方法	P27

1 本資料について

本資料は、いしかわエンゼルプラン2020を実現していくために、県、児童相談所、市町、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親等、関係者の理解を深めるためのものである。

2 本県の社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どもそれぞれの状況に応じたきめ細やかな支援体制づくりに向けて、家庭と同様の養育環境の整備や、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組む。

(1) 家庭養護の推進

「家庭養護」を推進するため、家庭養護の受け皿である里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など、一連の里親支援業務を包括的に実施する専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図る。

また、児童相談所では、子どもの最善の利益を念頭に、特に乳幼児について積極的に里親等への委託を検討するほか、養子縁組制度の活用も視野に入れた支援を行う。

(2) 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援

児童養護施設や乳児院において、子どもを養育するケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）を進め、家庭的な養育環境の充実を図る。

また、施設におけるさらなる養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を充実するとともに、精神科医等とも連携し、虐待を受けた子ども等への対応に関する助言を行うなど施設への支援を行う。

さらに、児童養護施設や乳児院においては、養育の専門性を活かして地域の子育て家庭への相談支援を行うほか、ショートステイやトワイライトステイなど一時的に子どもを預かる取組を進め、地域の子育て家庭への支援を行う。

(3) 児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的な自立支援の実施

虐待や経済的困窮など様々な理由により保護者と暮らすことができない子どもに対し、子どもの適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを児童養護施設に派遣し、子どもが将来、自立していくことができるよう支援するほか、一定条件で返還免除となる進学や就職に必要な資金の貸し付け等を実施し、新たな生活への支援を行う。また、児童相談所では、社会に出た際に必要となる生活能力を子どもがしっかりと身につけることができるよう、積極的な措置延長を検討し、必要な期間の確保に努める。

このほか児童養護施設では、家庭復帰に向けた親子関係の再構築や、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援への取組を進める。

(4) 子どもの権利擁護の推進

児童養護施設や里親等の下で暮らす子どもの権利を擁護するため、子どもの意見を聞く機会を確保し、必要に応じて権利擁護委員を派遣する。

また、児童相談所が虐待等により子どもを一時保護した場合においても、子どもの権利が侵害されることがないよう配慮し、一時保護所での子どもへの支援を行う。

3 社会的養育の推進に向けた取組

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

【国の方針と本県の現状】

平成28年改正児童福祉法において、「子どもが権利の主体である」ことを位置付ける大きな視点の転換がなされ、児童相談所等では直接子どもの意見を聞き、子どもの意見を尊重した支援を行っていくことが、これまで以上に求められている。

県内の児童相談所を始め児童養護施設や母子生活支援施設、里親等においては、これまで子どもが将来自立していくことができるよう、子どもの日頃の様子や意見を踏まえ必要な支援を行ってきた。

「子どもが権利の主体である」ことを踏まえ、これまで以上に子どもが意見表明できる機会を持つことが必要である。里親委託された子どもについては、児童相談所が里親家庭を訪問し、子どもの状況を把握するとともに、子どもの意見や意向等をしっかりと把握する必要がある。

また、児童養護施設の小規模化や地域分散化が進むことにより、孤立化や密室化が進む恐れがあり、これまでのように子どもの様子を多くの職員で共有することが難しくなるといった課題がある。

【取組の方向性】

児童相談所では、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には、当事者である子どもに対し、その理由を丁寧に説明するとともに、子どもの状況に応じて適宜、今後の見通しやその理由について丁寧な説明を行っていく。

意見表明ができる年齢の子どもには、十分に意見聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させることとする。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない場合には、その理由等を十分に子どもに説明する。

定期的（概ね年に2回）に里親や施設を訪問することにより、施設職員のほか、必要に応じて子どもから現在の様子や今後の希望など意見聴取を行う。

子どもは、整った生活環境と、養育者との関わりの「心地よさ」を体験することで、自己肯定感が育まれ、生活における子どもの権利擁護が図られることから、里親や児童養護施設等、子どもの養育に携わる者は、常に自

らのあり方を問い合わせ続ける姿勢を忘れず、子どもの存在そのものを大切にすることができるよう生活を営むものとする。

また、子どもの心情に配慮しつつ、ひとり一人の子どもの育ちに応じた関わりを持ちながら生活を営むなかで、子どもの心身の回復が促進されるよう努めるものとする。

児童養護施設では、小規模化や地域分散化が進むことにより、養育の場の密室化が進み、これまでのように子どもの様子を多くの職員で共有することが難しくなる。

そのため、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアにおいては、子どもの生活スタイルに応じた個別面談や日常の会話を通して、日々変化する子どもの考え方や気持ちの確認ができるように心がける必要がある。

また、職員間で必要な情報を共有し、生活づくりに反映できるよう工夫するとともに、定期に職員全体での会議を積極的に行うなど小規模グループケアのユニット間で情報共有を行い、ユニットの孤立化を防ぐ体制を整えるものとする。

さらに、基幹的職員等を配置して各ユニットに助言が行える体制整備を図るほか、困難な事案については施設長を交え十分に協議が行える体制を整えるものとする。

そのほか、施設を退所した者が社会生活を踏まえて社会的養護経験者として抱く思いが施設での生活の質の改善にもつながることも考えられることから、社会的養護経験者の意見を聞く機会を積極的に設けるなどにより、施設での生活の質の向上に努めるものとする。このことについては、母子生活支援施設においても同様とする。

県は子どもの権利擁護を推進するため、子どもの意見を的確に汲み取る子どもへの関わり方等についての研修を実施するなど、職員の育成や資質の向上に取り組むものとする。

また、いしかわ子ども総合条例に基づき、入所児童の生活の質の向上が図られるよう権利擁護委員を任命し、必要に応じ施設に派遣し入所児童から個別に意見を聴取するよう努めるものとする。

《いしかわ子ども総合条例》

(入所児童の権利擁護)

第八十三条 知事は、入所児童の権利を擁護するため必要があると認めるときは、権利擁護委員（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四条若しくは第五条の規定により弁護士となる資格を有する者又は児童福祉法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が任命する者をいう。以下この条において同じ。）を入所施設に派遣し、個別に入所児童から意見を聴取させることができる。

3 権利擁護委員は、第一項の規定による意見聴取の結果、入所児童の処遇について改善が必要と認めるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条の規定により石川県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会にその旨を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出を受けた運営適正化委員会は、社会福祉法第八十五条及び第八十六条に規定する措置を講じなければならない。

【県内児童養護施設での取組】

〈児童養護施設間での高校生交流会〉

各児童養護施設に入所する高校生の交流会で、各施設での生活の状況や普段感じていることなどを自由に話し合う。高校生の自主性を培うとともに、施設職員が子ども達の声を聞く場ともなっている。

（2）市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けて

① 市町の相談支援体制等の整備

【国の方向性と本県の現状】

平成28年改正児童福祉法では、国及び地方公共団体の責務として、子どもの福祉のためには子どもへの直接支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的に位置づけられた。

これにより、地方公共団体は、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までを子どもの権利・子どものニーズを優先に、また家庭のニーズも考慮して、子どもの福祉のために、子どもへの直接の支援及び家庭への支援を行わなければならないことが求められている。

特に、家庭で暮らす子どもやその家庭への支援にあたっては、基礎自治体である市町において、子どもと家庭の個別の支援ニーズを把握し、それに応じた適切な支援のためのソーシャルワークが必要とされている。

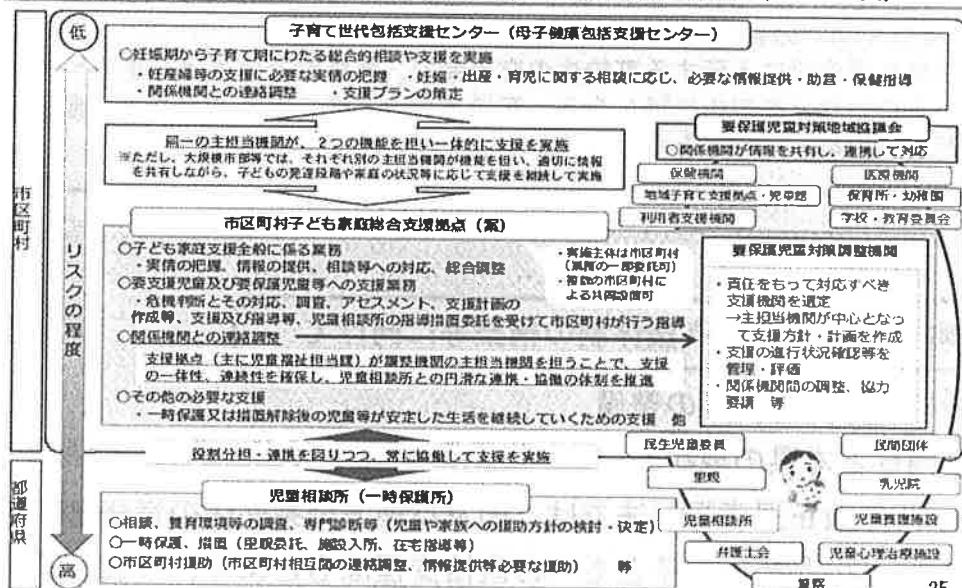
県内の市町では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」は11市町（H31.3.31現在）に設置されている。また、子どもとその家庭を対象に実情の把握からより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」は4市（H31.3.31現在）と、設置が進んでいない状況がある。

《子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置状況（H31.3.31）》

子育て世代包括支援センター	11市町（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、白山市、能美市、川北町、津幡町、内灘町）
子ども家庭支援総合支援拠点	4市（七尾市、小松市、加賀市、能美市）

《子育て家庭への支援体制のイメージ図（厚生労働省資料）》

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



25

また、保護者が疾病等の理由により家庭において一時的に養育を行うことが困難となった場合に、児童養護施設等に入所させ一時的に預かる「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」や「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」については、乳児院や児童養護施設等が地域に無いことや、保護者が送迎できないなどの問題から、実施できない市町もあり、潜在的な地域資源を活用した事業展開ができるか十分な検討が必要である。

【取組の方向性】

＜市町の取組＞

市町においては、子ども家庭総合支援拠点の設置に努めるとともに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が密接な連携を図るほか、地域のより専門的な相談機関である児童家庭支援センターや母子生活支援施設等とも連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うものとする。

このほか、養育に大きな困難を抱える家庭や児童養護施設等から復帰した子どものいる家庭に対しては、児童養護施設とも連携を図りながら支援にあたるものとする。

また、市町では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）等子育て家庭への支援策の充実に努めるものとする。

＜県の取組＞

子育て世代包括支援センターと市町子ども家庭総合支援拠点の運営に当たって、児童家庭支援センターと乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等と連携した子育て家庭への支援が進むよう、市町担当者と児童家庭支援センターと児童養護施設等職員の顔の見える関係づくりのための機会の提供に努めるものとする。

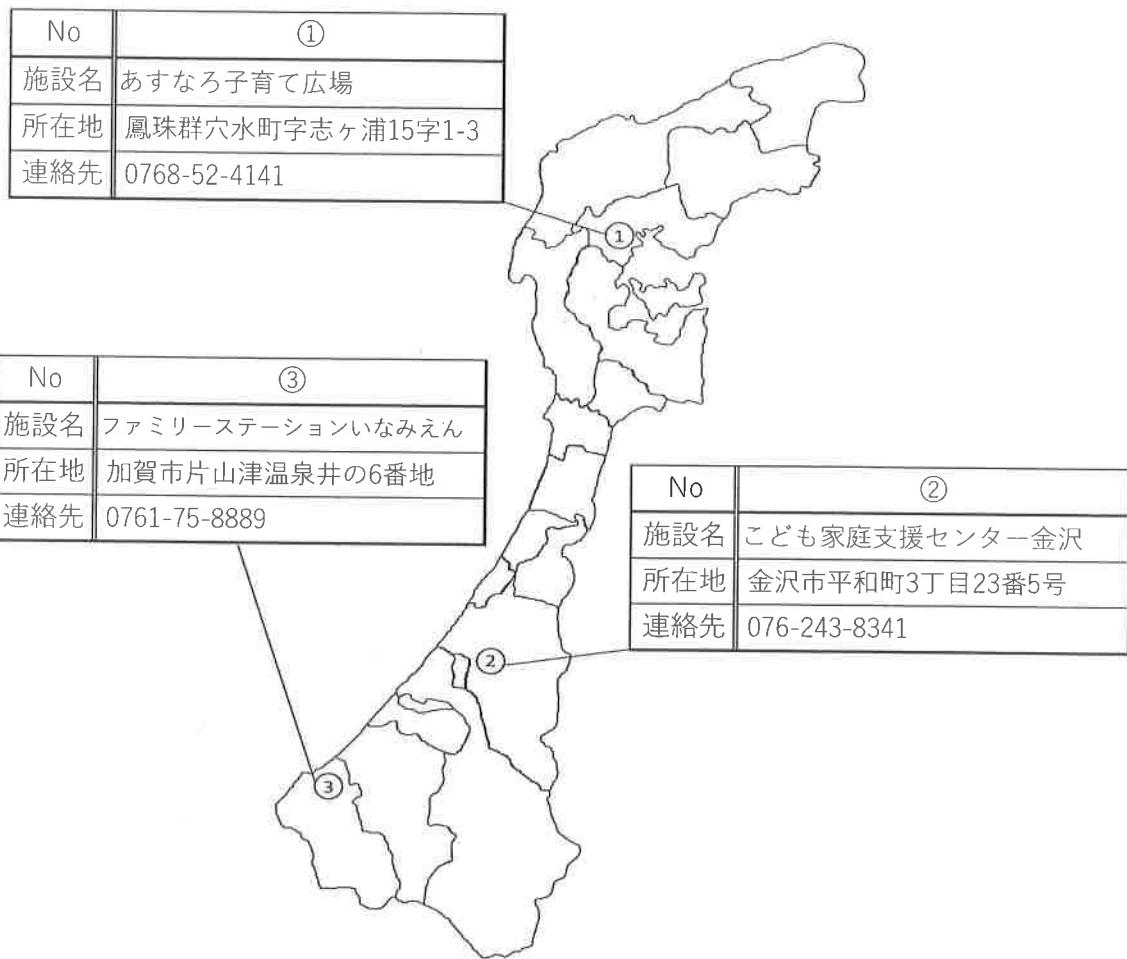
② 児童家庭支援センターの機能強化と設置促進

【国の方向性と本県の現状】

児童家庭支援センターは、児童虐待が急増する中、地域の子どもの福祉に関する問題につき、子育て家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対し、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえ、児童相談所管内の人口規模に応じた配置や、児童相談所が身近にない地域への設置を検討することが求められている。

県内には、金沢市に1箇所、加賀市に1箇所、穴水町に1箇所の計3箇所の児童家庭支援センターが設置されている。（H31.3.31現在）

《児童家庭支援センター設置状況》



各市町の相談支援体制を充実していくためには、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点のほか、身近な地域においてより専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターの設置を進める必要があるため、児童家庭支援センターが設置されていない地域への設置の促進が必要である。

【取組の方向性】

身近な地域の子育て家庭への相談支援拠点の一つとして、児童家庭支援センターの設置を推進する。

また、県はセンター職員の相談技術の更なる向上に向けた研修を実施し、職員の育成や資質向上を図る。

児童家庭支援センターの設置形態については、乳児院や児童養護施設と密接に連携し、子育て家庭や学校・保育園等からの専門的助言等が必要な相談のほか、里親からの相談に対し、養育経験豊富な施設職員からのアドバイスを受け、的確に助言していくことができる形態が望ましい

ことから、児童養護施設や乳児院に附属する機関としての設置を推進する。

児童家庭支援センターは、これまで市町や保護者への助言・指導等を実施してきたが、直接相談のあった家庭についての情報を、子育て家庭包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点と情報共有し、市町とも連携を図りながら、子育て家庭が必要とする支援に的確に繋げていくとともに、子育て家庭の子どもを一時的に預かるショートステイやトワイライトステイの機能についても積極的に担っていくものとする。

その場合には、措置児童への配慮から、できるだけ児童養護施設等の本体施設とは別の場所で一時預かりが行われることが望ましい。

また、児童家庭支援センターは、児童相談所、児童養護施設等と連携し、里親への後方支援を行う中心的な機関としての役割を担っていくものとし、将来的には、フォースターリング機関として位置づけ、里親の新規開拓や里親の育成（研修）、子どもに合った里親候補者の選定や児童相談所が行う子どもと里親家庭のマッチング情報の共有、受託里親への相談支援など一連した包括的な里親支援機能を担う。

（3）里親等への委託の推進に向けた取組

諸事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、まずは、里親委託を優先に支援の方向性について検討を行っており、県内における里親等へ子どもの委託状況、及び里親等委託率の目標値は次のとおりである。

《県内における里親・ファミリーホームへの委託状況》

（各年度末現在）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
委託児童数 ①	44	45	45	47	42
要保護児童数 ②	315	302	286	284	271
里親委託率（①/②）	14.0%	14.9%	15.7%	16.5%	15.5%

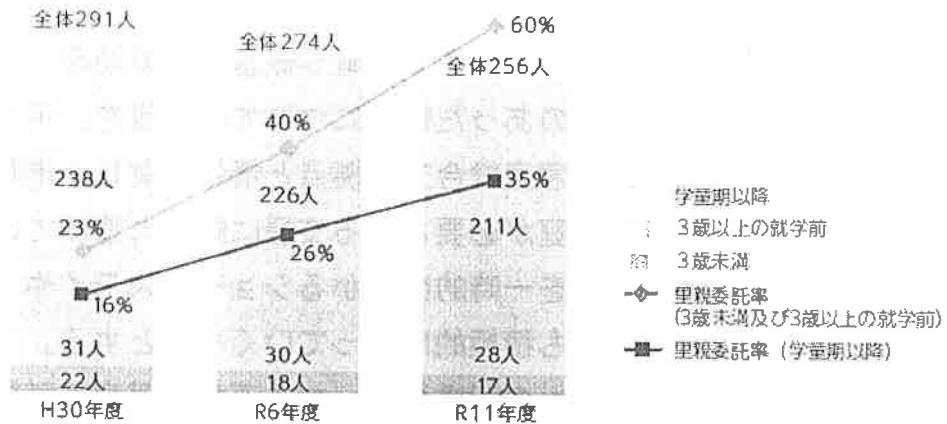
※里親等：里親及びファミリーホーム事業者

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当である認められる児童

里親等委託率（%） = (里親及びファミリーホーム委託児童数) ÷ (乳児院入所児 + 児童養護施設入所児 + 里親及びファミリーホーム委託児)

なお、県外の里親に受託されている児童は含め、県外から受託された児童は計算に含めない。

【国における代養義務を必要とする児童の現状と目標】



【国の方向性と本県の現状】

里親委託を進めるためには、里親制度を広く普及し、その受け皿となる里親を増やすとともに、どの地域においても質の高い里親養育を実現するため、

- ・里親の新規開拓及び里親希望者のアセスメント
- ・里親の育成のための研修
- ・子どもと里親家庭とのマッチング
- ・里親への相談支援（里親のレスパイト・ケアを含む）
- ・里親委託解除後の児童等への支援

など一連の業務を一貫して行う「フォースタリング機関」の設置が求められているが、現在、県内にはフォースタリング機関は設置されていない。

今後、更に里親委託を進めていくためには、県内の各地域において受け皿となる里親を増やしていくとともに、児童相談所以外の外部機関が専門的養育知識をもとにフォースタリング業務を行い、里親への包括的な支援を行う体制の構築が必要である。

《フォスタリング業務とは》

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後研修、委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援のことであり、児童福祉法第11条第4項に規定された里親支援事業に掲げる業務に相当する。

※児童福祉法第11条第4項に規定する里親支援事業

(都道府県の業務であるが、事務の全部又は一部を委託することができる)

- ・里親に関する普及啓発
- ・里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う
- ・里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供
- ・第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整
- ・第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成

《フォスタリング機関》

1. フォスタリング機関の設置

本県においては、児童養護施設と連携し地域のより専門的な相談支援にあたる児童家庭支援センター等がフォスタリング機関としての機能を担っていく。

フォスタリング機関の設置にあたっては、それぞれのフォスタリング機関が担当する地域をあらかじめ設定し、当該地域の里親の新規開拓や里親への相談支援等にあたるものとする。

2. フォスタリング機関の取組

フォスタリング機関では、次の(ア)から(カ)までの業務を行うものとする。ただし、実施主体により設備の状況も異なることから、(オ)については可能な場合に実施するものとする。

また、里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するため、フォスタリング機関と里親とがチームを組みながら養育を行うものとする。そのため、フォスタリング機関においては、里親自身がフォスタリング機関と協働して養育を行うという意識を持てるよう、里親との信頼関係の構築に努めることとする。

(ア)「里親の新規開拓及び里親希望者へのアセスメント」

(a-1) 里親の新規開拓

次のような活動を通じて里親の新規開拓を行う

《活動例》

- ・登録里親からの聞き取りにより、登録里親の身近に里親を希望する方がいれば、訪問を行い里親登録に繋げる。
- ・里親登録に繋がる可能性のある、児童福祉に意識の高い福祉関係者、医療機関、大学等の教育機関、保育関係者などを中心に訪問を行い、里親制度の周知を行う。
- ・プレミアムパスポート事業など県の少子化対策、児童福祉に関する取組に協賛いだいている民間企業などを訪問し、里親制度の周知を行う。

(a-2) 里親希望者へのアセスメント

新規開拓した里親希望者に対して、希望動機や里親制度の趣旨（社会的養護の趣旨）への理解度、家庭の状況等、里親への適正を丁寧に確認するためアセスメントを実施する。

(イ) 「登録里親への研修」

里親の養育技術向上に繋がる研修（登録前研修等の法定研修以外）を企画し、未委託里親や経験の浅い里親を中心に実施する。

実施にあたっては、座学による研修のほか、併設する児童養護施設や乳児院の活用や、県内のファミリーホーム等とも連携し、実地での研修も積極的に実施する。

(ウ) 「子どもと里親家庭のマッチングに必要な情報の提供」

- ・ フォスタリング機関は、新規開拓から研修等において把握した里親家庭に関する情報を、児童相談所は子どもの行動特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を、子どもが児童養護施設等に入所している場合や児童養護施設等に一時保護委託がなされている場合には、当該児童養護施設等における子どもの情報を、それぞれが持ち寄り、細部にわたる情報共有に勤めながら、里親候補者の選定を行う。
- ・ 児童相談所からマッチングの実施を受託している場合は、児童相談所や里親支援専門相談員とも連携しながら、当該情報を活用し、適切なマッチングに努める。

(エ) 「里親への相談支援」

- ・ 里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりの過程において、里親とフォスタリング機関との間で日頃から相談し易い信頼関係を構築しておく。
- ・ 電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談にのるとともに、委託児童の状況の確認も行う。

また、的確な助言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。

(オ) 「里親のレスパイト・ケアの実施」

- ・ 受託里親が、養育において行き詰まりを感じている場合などの状況を把握した場合は、児童相談所と調整のうえ、里親の養育上の負担を軽減するためのレスパイト・ケアを実施する。
- ・ フォスタリング機関でのレスパイト・ケアが困難な場合は、一時保護委託による併設する児童養護施設を活用したレスパイト・ケアを検討するなど児童相談所と調整を行うものとする。

(カ) 「委託解除後の児童等への支援（アフターケア）」

- ・ 委託中、委託解除後を問わず、里親からの子どもの進路や自立に向けた相談、委託解除後の子どもや元里親からの相談に応ずるものとする。
- ・ 委託解除後も、できるだけ子どもや里親と連絡を取り、子どもの生活上の相談や仕事上での悩みなどの相談に応ずるほか、里親に対しても、委託解除により発生する喪失感へのサポートを行う。
- ・ 委託解除の子どもと里親の関係は一律に決められるものではないが、プライバシーに配慮しながら、実親の了承の下で、互いの現況を知らせ合うなど、必要に応じて委託解除後の子どもと里親との交流へのサポートを行う。

【取組の方向性】

(ア) 県の取組

- ・里親制度の講演会等を開催し制度周知を図るとともに、里親に関するリーフレットを活用した普及活動を行うなど全県的な制度普及を図る。
- ・新たな里親の確保と、どの地域においても質の高い里親養育を実現するため「フォースタлинク機関」の立ち上げを進める。
- ・フォースタлинク機関職員を対象に、里親への相談技術向上のための研修等の取組を行う。
- ・フォースタリンク機関、里親支援専門相談員、児童相談所等が情報共有し、意見交換を行うことができるよう機会の提供を行う。
- ・本県においては、児童養護施設と連携し、地域のより専門的な相談支援にあたる児童家庭支援センターや乳児院等がフォースタリンク機関としての機能を担っていく。

(イ) 児童相談所の取組

- ・里親等への委託を更に進めるため、里親の更なる養育力向上のための研修や、豊富な養育経験に基づく相談支援体制の構築など里親への支援体制を充実させる。
- ・一時保護のあと引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。
- ・特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であることから、子どもが安心できる温かく安定した家庭で養育されるよう、里親等への委託を積極的に検討する。
- ・学童期以降の子どもについても、里親等への委託を通じて、特定の大人との安定した関係の中で、地域生活、家庭生活をしていくうえでの知識や経験の獲得といった、今後の自立に向けた支援が可能であることから、子どもの最善の利益のため、里親等への委託が最も適している場合は、里親等への委託を検討していくこととする。
- ・また、委託児童や受託した里親が、地域で日頃、関わりを持つ可能性のある者に、里親についての理解を深めていただき、日頃からのサポートを受けることができるよう、里親委託にあたっては、できるだけ保育士、教員、保健師、民生児童委員（町内会等

の関係者)が顔合わせを行うことができる機会を設ける。

(ウ) 市町の取組

- ・児童福祉に意識の高い保育士やファミリー・サポート・センター事業で預かりサービスを提供する者などに対し、里親に関する説明会を開催するなど里親制度の普及に努める。

(エ) 児童養護施設等の取組

- ・里親支援専門相談員を出来るだけ配置するよう努めるものとする。

＜里親支援専門相談員の役割＞

- ・児童養護施設等の入所児童のうち、児童の最善の利益のため里親やファミリーホームでの養育が望ましいと思われる児童を把握した場合は、当該施設との調整を行つたうえで、児童相談所へ情報提供を行い里親養育への橋渡しを行う。
- ・フォースタリング機関と連携を図りながら、里親への相談支援や里親への研修を実施する。
- ・フォースタリング機関や児童相談所、里親会と連携を図りながら里親サロン会を開催するなど里親同士が交流するための取組を行う。
- ・フォースタリング機関が相談支援を行うに当たり、児童養護施設職員の養育経験を踏まえた的確な助言を行うことができるよう、児童養護施設職員とフォースタリング機関職員との調整役としての機能を持つこととする。

(オ) 里親会の取組

里親が参加するサロン会の開催などを通じて、里親同士が日々の養育における問題などを気軽に話すことができるような繋がりをつくる。

《石川県里親会概要》

目的	里親制度の発展と普及を図り、児童福祉の増進に寄与する
設置	昭和37年4月1日
所在地	石川県金沢市本多町3-1-10(石川県社会福祉会館内)
事業	県内里親研修会の開催、里親交流事業の実施、機関誌の発行

《これまでの里親制度普及のための県の取り組み》

- ・里親制度普及のための講演会を開催
- ・民生児童委員に対する児童相談所職員等による里親制度の説明
- ・児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンでの街頭啓発活動等の取組において、パンフレットを活用し周知



(パンフレット「里親になってよかったです」)

(4) 子どものパーマネンシー保障のための特別養子縁組等を活用した取組

【国の方針と本県の現状】

子どもの家庭復帰が困難又は適当でない場合などにおいては、里親制度を活用した支援のほか、特別養子縁組等を活用した永続的な解決も視野に入れた支援が求められる。

平成30年4月から民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が施行され、養親希望者と子どもとの間の養子縁組をあっせんする「民間あっせん機関」（同法第2条第5号に掲げる民間あっせん機関）が許可により設置することができることとなつたが、平成30年度末現在、県内で許可を受けた機関はない。

児童相談所において、保護者のいない子どもや、様々な事情で保護者と暮らすことができない子どもの最善の利益のため、永続的な家庭環境を用意することが必要な場合に、その子にあった養親をしっかりと選択することができるよう、養子縁組里親の更なる登録数の増加が必要である。

【取組の方向性】

児童相談所においては、保護者が死亡し又は養育を望めず他に養育できる親族等がいない子ども、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由

で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどには、養育里親や親族里親、ファミリーホームを活用した支援や施設入所のほか、子どもの最善の利益のため必要がある場合は、特別養子縁組や普通養子縁組の制度を活用した永続的な家庭環境の提供も視野に入れながら支援にあたるものとする。

(5) 乳児院・児童養護施設等の小規模化・多機能化等の促進

【国の方向性と本県の現状】

家庭での養育が困難で専門的ケアを要するなどの理由で、乳児院や児童養護施設での養育が必要な子どもには、施設において、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、子どもそれぞれのニーズに合った養育を行うことが求められる。

さらに、乳児院・児童養護施設には、施設を退所し在宅復帰した家庭への支援のほか、施設の専門性を活かした地域の子育て家庭への相談支援や里親への相談支援を行うといった新たな機能が期待される。

また、母子生活支援施設には、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後の母子への支援や親子関係再構築、親子分離の予防など多様なニーズに対応できる機関となることが求められている。

平成30年度末現在で、県内には乳児院が2施設、児童養護施設が8施設、母子生活支援施設が2施設ある。

《乳児院・児童養護施設一覧》

施設種別	施設名	所在地
乳児院	聖靈乳児院	金沢市長町1-5-30
	ななお乳児園	七尾市津向町ハ部35-5
児童養護施設	伊奈美園	加賀市片山津温泉井6
	育松園	小松市額見町ら2番地4
	聖靈愛児園	金沢市長町1-5-30
	享誠塾	金沢市平和町3-23-5
	梅光児童園	金沢市石引4-6-1
	林鐘園	金沢市東兼六町18-7
	しお子どもの家	羽咋郡宝達志水町菅原ヤ6-2
	あすなろ学園	鳳珠郡穴水町志ヶ浦15字1-3

乳児院・児童養護施設については、子どもの生活環境を「できる限り良好な家庭的な養育環境」とするため本体施設の小規模化（小規模グループケア化）を進めるとともに、児童養護施設については、新たに敷地

外での小規模グループケア（分園型小規模グループケア）の実施や、地域小規模型児童養護施設を開設するなど地域分散化を更に進める必要がある。

小規模化や地域分散化された施設において、職員が子どもと向き合い、子どもそれぞれの個性にあった専門的な養育を行っていくことができるよう、養育経験豊富な職員が、経験の浅い職員をしっかりと育てていく必要がある。

また、施設の専門性を活かし、市町の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等とも連携を図り、地域の子育て家庭への相談支援を担う一機関としての新たな役割を検討していく必要がある。

乳児院については、乳幼児と養子縁組里親との引き合わせの場となることも多く、里親委託を推進する観点からも、里親支援の一貫した業務を行うフォースタリング機関としての新たな機能を検討する必要がある。

【取組の方向性】

① 乳児院について

ア 施設の役割（機能）

- ・様々な事情により家庭で暮らすことのできない新生児から幼児までの子どもに、家庭に代わり生命を守り健全な発育やより良い発達を保障するため、施設の看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、或いは心理療法担当職員など専門職員による組織的な養育を行う。養育にあたっては、子どもが、特定の大人との間で親密で安定的・継続的な関係を保ちながら、子どもに安心感・安全感を与え、子どもの自律性を育むことができるよう子どもの育ちを保障する。
- ・入所中においては、子どもを家庭に帰す又は新しい家庭に繋ぐことを最大の目的とし、親子再構築や家族再統合支援に取り組むものとする。また、入所中の子どもの保護者の子育ての不安、家庭生活の困難感など保護者の悩みを受け止め、解決に向けた手立てを共に考え、具体的な資源の提供を行うなどの相談支援を行うものとする。
- ・病虚弱児や障害のある子どもの入所が多くなってきていることから、専門的養育を行っていくことができるよう、職員体制の充実を図るなど施設の体制強化を行うものとする。
- ・乳児院において培われた子どもの育ちや思い、養育者との信頼関

係を、保護者や次の措置先である児童養護施設や里親へと丁寧につなぐ。特に里親へのつなぎにおいては、子どもの育ちや職員との間に形成された愛着関係や育児（養育）スキルなどを詳細に伝える。

- ・さらに、施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町の子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるものとする。

また、フォースターリング機関が受けた里親からの養育上の相談に対し、専門性を活かした助言を行うとともに、フォースターリング機関において実施する里親のレスパイト・ケアが困難な場合には、児童相談所からの要請に基づき里親のレスパイト・ケアを実施し、地域の里親支援にあたるものとする。

なお、乳児院自らがフォースターリング機関となった場合には、次の（ア）から（カ）の業務を行うものとする。ただし、乳児院により、配置する人員などの規模が異なることもあることから、すべての業務を一律に担うこととはせず、実施可能な支援を選択し里親への後方支援を行っていくものとする。その際、（イ）から（オ）については必ず実施するものとする。

（ア）里親の新規開拓

※里親希望者へのアセスメントは含まない

（イ）登録里親への研修

（ウ）子どもと里親家庭のマッチングに必要な情報の提供

※マッチングそのものは含まない

（エ）里親への相談支援

※特別養子縁組の養親への相談支援を含む

（養親が拒まない場合に限る）

（オ）里親のレスパイト・ケアの実施

（カ）委託解除後の児童等への支援（アフターケア）

イ 施設の形態

- ・入所児童に「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供していくため、できるだけ生活単位を小規模化し、それぞれ独立性を備えたものとする。
- ・小規模グループによるケアを行うにあたってはケア単位の定員を

原則4人以上6人以下とし、集合する生活単位の数も大きくならないようにする。

- ・特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心理療法担当職員や個別対応職員等の専門職とも連携し、チームによる継続的で安定的な関係性のもと養育を行うものとする。

② 児童養護施設について

ア 施設の役割（機能）

家庭（里親・ファミリーホームを含む）での養育が困難で、施設の児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、或いは心理療法担当職員など専門職員による組織的なケアにより、子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら日々の養育と自立に向けた支援を行う必要がある場合、また、そのような場合以外においても、児童相談所によるアセスメントの結果、その子どもの最善の利益にとって施設での生活が最も適していると判断される場合においては、施設において、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、子どもそれぞれのニーズに合った養育を行う。

入所中においては、児童へのケア、自立に向けた支援に加え、入所児童の在宅復帰に向けた支援を行っていくことができるよう、入所児童に対する家庭復帰も視野に入れたアセスメントを実施するとともに、入所児童の保護者や家族等への相談支援も行う。

退所後も在宅復帰した家庭への相談支援や退所児童の社会生活上の助言などアフターケアの役割も担うものとする。

さらに、施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるものとする。

また、フォースタリング機関が受けた里親からの養育上の相談に対し、専門性を活かした助言を行うとともに、フォースタリング機関において実施する里親のレスパイト・ケアが困難な場合には、児童相談所からの要請に基づき里親のレスパイト・ケアを実施し、地域の里親支援にあたるものとする。

【県内児童養護施設の取組】

＜施設入所中の自立支援＞

- ・自立支援アドバイザーによる職業講話
- ・継続的カウンセリング 等

＜施設退所後の自立支援＞

- ・退所児童への訪問相談
- ・その他、児童からの随時の相談対応 等

イ 施設の形態

入所児童に「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供していくため、本体施設の生活単位をできるだけ小規模化、地域分散化することにより、それぞれ独立性と自律性を備えたものとする。

本体施設は、地域小規模型児童養護施設や分園型小規模グループケアへの養育上の支援や、施設に併設する児童家庭支援センターが、市町の子育て世代包括支援センターなども家庭総合支援拠点等と連携した子育て家庭への相談支援にあたることができるよう、職員の人材育成にも取り組むこととする。

地域小規模型児童養護施設においては定員を6人とし、本体施設での小規模グループによるケアや分園型小規模グループケアを行うにあたってはケア単位の定員を原則6人以上8人以下とする。

特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、地域分散化によらず、より小規模な生活単位により、心理療法担当職員や個別対応職員等の専門職とも連携し、チームによる継続的で安定的な関係性のもと養育を行うものとする。その場合の本体施設は、小規模グループによるケアが行えるよう、できるだけ少人数の生活単位とし、集合する生活単位の数も大きくならないようにする。

また、地域小規模型児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、心理療法など専門的なケアが必要な子どもなどが入所する場合もあり、地域小規模型児童養護施設等にあっては、本体施設としっかりと連携し、本体施設の経験のある職員からの支援を受けながら養育にあたるものとする。

③ 母子生活支援施設について

母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育への支援を実施してきた施設であることから、家庭養育優先原則を踏まえ、退所後の母子が自立した生活を送ることができるよ

う、親子関係の調整や再構築への支援、親へのペアレンティング教育、就労支援など退所後の安定した生活を視野に入れた支援を行うものとする。

さらに、施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるものとする。

④ 県の取組

児童養護施設及び乳児院の職員が小規模グループケアを行う上で必要となる知識や技術等を習得できるよう研修の機会を提供する。

(6) 一時保護における環境整備

【国の方針と本県の現状】

一時保護は、児童福祉法第33条の規定に基づき、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性もあることから、迅速かつ時には強行的に行う行政処分であるとともに、子どもにとっては、一時的に家庭等から離される行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものである。

このことから、一時保護施設は、児童福祉法第3条の2に規定する子ども家庭養育優先の原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境又はできる限り良好な家庭的環境である必要がある。

【取組の方向性】

① 一時保護所職員の育成について

一時保護にあたっては、子どもの安全を確保し、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援が行われるよう、研修を通じて一時保護所の職員の専門性の向上を図る。

② 一時保護所の環境整備について

県は、一時保護所において、個々の子どもの状況に配慮した対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うとともに、食事やレクリエーション、教育や学習支援などの生活面におけるケアの充実を図っていく。

③ 一時保護の実施について

一時保護にあたっては、特に次の事項に留意する。

一時保護においても、子どもの権利が守られることが重要であることから、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法(職員への相談・意見表明の方法、権利侵害があった場合の届出等)に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うとともに、子どもへのアセスメントを行う際は、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

また、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意し、常に子どもが閲覧できるようにすることや、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法などの配慮を行うほか、以下のような事項にも留意する。

- ・子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を定期的に検討する。
- ・可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

④ 一時保護委託について

アセスメントの結果、家庭における養育環境と同様又は出来る限り家庭に近い養育環境での一時保護が必要な場合は、里親や小規模化された児童養護施設等での一時保護を視野に入れ、一時保護委託を検討する。

また、子どもたちが一時保護に至る理由は様々であることから、子どもの状況から同じ建物内で一時保護することが、子どもの福祉の観点から適さない場合などにおいても、子どもの安全・安心の保障と適切な行動観察を行うため、里親及び児童養護施設等における一時保護委託を積極的に検討するものとする。

一時保護委託にあたっては、子どもの心身の状況やその置かれた環境などについて、里親や施設等と詳細に情報共有を行うものとする。

児童相談所においては、里親や児童養護施設等において適切な一時保護が行えるよう、里親や児童養護施設職員等に対し、一時保護

を実施するまでの留意点や行動観察の技術等の助言・指導を行うものとする。

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【国の方針と本県の現状】

県内の児童養護施設では、専門的な職員による自立に向けた相談支援や社会人になる上で必要となる知識を学ぶ場の提供等を行っている。また、退所児童が自立後、生活や仕事の上での悩みなどを相談できるよう、施設職員が隨時、電話や訪問などにより相談支援に当たっている。

県や金沢市では、児童養護施設や里親から自立する子どもたちへ、措置費制度や一定の要件により返還免除となる貸付金制度により、経済面の支援を行っている。

児童養護施設等退所者の中途退学率や就職後の離職率は、退所者以外の者と比較し、全国的に高くなっています。児童養護施設においては、退所者への相談支援体制を整える必要がある。また、里親委託解除後の支援についても検討していく必要があります。

《児童養護施設退所者の進学・就職・離職等の状況》

区分	2014年3月卒業		2015年3月卒業		2016年3月卒業		2017年3月卒業		2018年3月卒業	
	人数	割合								
児童養護施設退所者 (全国)	449	100.0%	455	100.0%	481	100.0%	513	100.0%	501	100.0%
うち進学者	118	26.3%	108	23.7%	116	24.1%	132	25.7%	151	30.1%
うち就職者	309	68.8%	309	67.9%	334	69.4%	353	68.8%	317	63.3%
全高等学校卒業者 (全国)	1,051,000	100.0%	1,069,867	100.0%	1,064,828	100.0%	1,075,316	100.0%	1,061,494	100.0%
うち進学者	745,159	70.9%	762,815	71.3%	757,093	71.1%	763,474	71.0%	750,476	70.7%
うち就職者	181,000	17.2%	187,581	17.5%	187,552	17.6%	188,212	17.5%	184,094	17.3%

区分	進学者 年間中退率	就職者		
		1年目離職率	2年目離職率	3年目離職率
児童養護施設退所者 (全国)	13.60%	25.50%	34.40%	44.70%
全高等学校卒業者 (全国)	2.65%	18.10%	29.70%	39.30%

(出典)

児童養護施設退所者 *** NPO法人ブリッジフォースマイル「全国児童養護施設調査2018 社会的自立と支援に関する調査」
全高等学校卒業者 *** 文部科学省「学校基本調査」

【取組の方向性】

児童養護施設等に入所し、又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していくよう、自立支援の充実が重要である。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。

児童養護施設、里親等は、児童養護施設等に入所中、又は里親等に委託中の児童等が、退所後又は委託解除後に自立した生活を送ることができるよう支援を行う。

また、石川県社会福祉協議会が実施する、児童養護施設退所者、里親委託解除者が進学・就職にあたって必要となる生活費や居住費への貸付事業を実施する。

なお、自立支援について検討する際は、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含め、かつ子ども本人の意向も踏まえて柔軟に行う。

具体的には、以下の事項に留意し支援を行う。

ア 児童養護施設等入所中、又は里親等委託中の自立支援

- ・自律基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ・生活管理能力と支援を求める力の形成
- ・職業意識の形成
- ・保護者との関係の整理と再構築
- ・社会保障、労働法規等の知識と活用能力の形成
- ・代替養育を離れたのちの支援の在り方についての理解と支援者との面談、信頼関係の形成
- ・高校卒業後の進学の機会の保障と経済的支援
- ・職業訓練、就労機会の確保

イ 代替養育後の自立支援

- ・施設等退所後、里親等委託後の定期的な状況確認と相談機会の確保
- ・社会保障、医療サービス等の社会制度活用の支援
- ・生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ・金銭管理の支援と債務問題の回避
- ・暴力被害（性暴力を含む）時の早期介入と支援
- ・法的支援の保障

- ・職場定着の促進
- ・保護者との関係の整理
- ・母子保健等との連携

(8) 児童相談所の強化等に向けた取組

【国の方針性及び本県の現状】

児童相談所では、相談援助体制及びその専門性を強化するため、児童福祉法施行令及び令和元年に一部改正された児童福祉法を踏まえ、適切に児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などの職員配置を行うとともに、複雑困難化する児童虐待等に的確に対応していくことができるよう、人材育成を行うことが必要である。

県内の児童相談所では、法律事務所と法律顧問業務に関する契約を締結し、児童相談所からの相談業務に対する助言・指導を得るとともに、家庭裁判所へ代理人として申し立てを行っていただいているほか、定期に開催する援助方針会議への参加や、保護者指導への同席など、様々な協力をいただいている。

また、医師については、小児科や精神科などの嘱託医師を配置し、一時保護をした子どもの健康面や、虐待を受けた子どもの心の問題に対して、医学的治療の必要性の判断への助言をいただいているほか、県が設置する児童相談所では4箇所の医療機関、金沢市児童相談所では5箇所の医療機関を協力病院として指定し、子どもの外傷等が虐待によるものかどうかの医学的診断などへの協力をいただいている。

児童福祉司や児童心理司等を確実に確保していくことができるよう、任用要件を満たす者への児童相談所業務の魅力的なPRや、常時、弁護士の助言・指導の元で相談支援が行うことができるよう、更なる体制の強化が必要である。

また、配置後間もない児童福祉司や児童心理司をしっかりと育成していくために、経験豊富な児童福祉司等からの教育・指導を行える体制の構築が必要である。

【取組の方向性】

児童相談所の相談援助体制及び専門性の強化に向け、児童福祉法施行令や令和元年に一部改正された児童福祉法に基づき、児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士の適切な配置及び更なる協力体制の確立に努めるものとする。

特に、児童福祉司や児童心理司については、福祉系大学等への積極的な訪問による児童相談所業務の魅力PRに関する活動等を通じて、任用要件を満たす者の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性の向上や人材育成については、児童福祉司、児童心理司、保健師等の相談援助技術向上のための研修を企画・実施するほか、職員自らが資質向上に向け外部での研修を積極的に受講するなど、職員の専門性の強化に努めるものとする。

さらに、配置後間もない児童福祉司や児童心理司が、的確に相談援助業務や子どものケアができるよう、児童福祉司や児童心理司を指導・教育するスーパーバイザーは、日頃から配置間もない職員の担当ケースに関わり、実際の対応の中での相談技術を学ぶことができるよう努めるとともに、個別研修を企画するなど人材育成に努めるものとする。

代替養育が必要な子ども数と里親等委託率の算出方法

① 代替養育を必要とする子ども数の現状

代替養育を必要とする子どもとは、児童相談所の措置により里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設で暮らす子どもをいう。

ア いしかわエンゼルプラン2015（県推進計画）での代替養育を必要とする子ども数の推計

平成27年3月に策定した「いしかわエンゼルプラン2015（県推進計画）」での代替養育を必要とする子ども数の推計は、平成26年10月の342人から平成31年（前期）には350人に増加し、その後、平成41年度（令和11年度）（後期）まで横ばいで推移している。

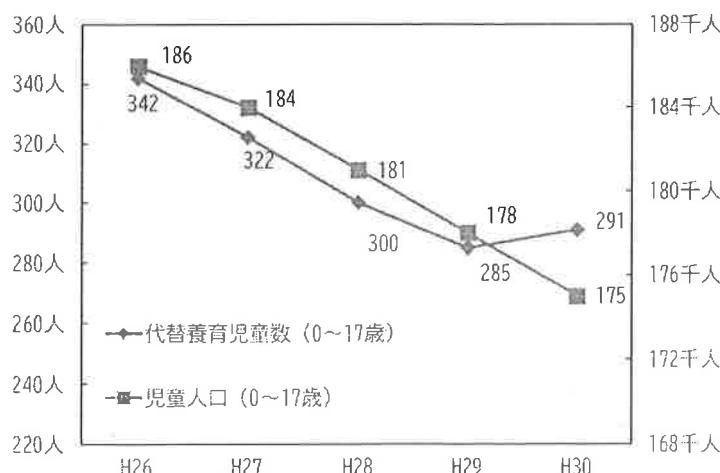
実際の代替養育を必要とする子どもの数は、下表のとおりとなっており、平成26年度から平成30年度にかけて減少傾向となっている。

区分	H26	H27	H28	H29	H30
代替養育を必要とする子ども数（実績）	342	322	300	285	291
3歳未満	22	22	20	19	22
3歳以上の就学前	38	35	34	31	31
学童期以降	282	265	246	235	238
エンゼルプラン2015での推計値	—	350	350	350	350

（H26年度は10.1現在、その他年度は年度の平均値）

イ 児童人口の推移と代替養育が必要な子どもの数の関係

平成26年度から平成30年度に掛けて児童人口と代替養育が必要な子どもの推移は下表のとおりであり、平成30年度を除き、同様の減少傾向を見せている。



② 将来の代替養育を必要とする子ども数の見込み

ア 国の推計方法等

国の都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の年齢区分ごとに、令和11年度の代替養育を必要とする子ど�数を推計することが求められており、次のとおり計算方法が示されている。

【国の示す計算方法】

イ 本県の代替養育を必要とする子どもの数の推計

国の示す計算方法基づき、3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の年齢区分ごとに、将来の代替養育を必要とする子ども数を推計した。

(ア) 3歳未満の代替養育を必要とする子どもの数の推計

まずは、過去5年の児童人口のうち代替養育が必要な子どもの割合を求めた。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	平均 (a)
児童人口①	28,383	27,992	26,599	26,594	26,393	
代替養育が必要な子ども数②	22	22	20	19	22	
割合②/①	0.0775%	0.0786%	0.0752%	0.0714%	0.0834%	
						0.0772%

次に、上記割合の平均値と児童人口の推計より、将来の代替養育が必要な子ど�数を算出すると次のとおりとなった。

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口③	26,035	25,677	25,319	24,961	24,603	24,245	23,887	23,529	23,171	22,813	22,455
代替養育が必要な子ども数 ③×a	20	20	20	19	19	18	18	18	18	18	17

*児童人口の推計は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計を活用し算出

以降の3歳以上の代替養育が必要となる子どもの数の推計についても、上記と同様の方法で算出した。

(イ) 3歳以上の就学前の代替養育を必要とする子どもの数の推計

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	平均 (b)
児童人口④	38,801	38,477	37,656	37,012	36,392	
代替養育が必要な子どもの数⑤	38	35	34	31	31	
割合⑤/④	0.0979%	0.0910%	0.0903%	0.0838%	0.0852%	0.0896%

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口⑥	35,892	35,392	34,892	34,392	33,892	33,392	32,892	32,392	31,892	31,392	30,892
代替養育が必要な子どもの数 ⑥×b	32	32	31	31	30	30	29	29	29	28	28

(ウ) 学童期以降の代替養育を必要とする子どもの数の推計

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	平均 (c)
児童人口⑦	118,658	117,673	116,353	114,682	112,462	
代替養育が必要な子どもの数⑧	282	265	246	235	238	
割合⑧/⑦	0.238%	0.225%	0.211%	0.205%	0.212%	0.218%

年 度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口⑨	111,012	109,562	108,112	106,662	105,212	103,762	102,312	100,862	99,412	97,962	96,512
代替養育が必要な子どもの数 ⑨×c	239	239	236	233	230	226	223	220	217	214	211

(エ) 0歳～18歳未満の推計結果（上記(ア)～(ウ)の合計）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R6 (中期)	R11 (後期)
代替養育児童数	342	322	300	285	291	274	256
3歳未満	22	22	20	19	22	18	17
3歳以上の就学前	38	35	34	31	31	30	28
学童期以降	282	265	246	235	238	226	211

(③) 里親・ファミリーホームへの委託子どもの見込み（里親等委託率）

ア 国の算出方法等

国の都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の年齢区分ごとに、令和6年度及び令和11年度の「里親及びファミリーホームへの委託子どもの数」を見込むことが求められており、算出方法として次の算式1と算式2が示されている。

(算式 1)

代替養育を必要とする子どもの数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※
= 里親等委託が必要な子どもの数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- A. 現に里親等委託されている子どもの数の代替養育を必要とする子どもの数に占める割合
- B. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの数 * の割合

* 下記により算出した子どもの合計

<乳幼児>

- a 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- b 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- c 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- d 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子どもの数

(算式 2)

代替養育を必要とする子どもの数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※
= 里親等委託が必要な子どもの数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- A. 現に里親等委託されている子どもの数の代替養育を必要とする子どもの数に占める割合
- B. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの数 * の割合

* 下記により算出

現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子どもの数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子どもの数）を算出。

その際、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とする子どもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。

イ 本県の里親・ファミリーホームへの委託子どもの見込み

(ア) 国の算式の選択

国が示す算式1及び算式2に基づき算出した結果、算式1に基づく見込みでは、3歳以上の就学前の子どもで里親等委託率が9割を超えるなど実現可能性が極めて低い結果となったことから、算式1は採用せず、算式2に基づき見込むこととした。

<算式1のBに基づく算出結果>

年齢区分	施設区分	措置児童数 (H30年度末時点) ①	左のうち里親等 委託が望ましい 子ども数	里親等委託 可能児童数 (下線の数値の計) ②	里親等 委託率 (②/(①の計))
3歳未満	乳児院	16	7	12	57%
	児童養護施設	0	0		
	里親	5	—		
	ファミリーホーム	0	—		
	計	21	7		
3就歳学以前上の	乳児院	4	4	23	92%
	児童養護施設	14	12		
	里親	7	—		
	ファミリーホーム	0	—		
	計	25	16		
学童期以降	乳児院	0	0	175	78%
	児童養護施設	194	145		
	里親	20	—		
	ファミリーホーム	10	—		
	計	224	145		

(イ) 算式2による見込み

まずは、平成28年度から平成30年度の県内3つの児童相談所での新規に措置した子どもの数を調査した。

次に、調査結果から、乳児院・児童養護施設に措置した子どものうち、「医療的ケアや行動の問題等の理由で乳児院・児童養護施設での専門的養育が必要である子ども」以外の子どもは、将来、十分な里親支援体制が構築されれば里親・ファミリーホームで養育できるものと想定し、将来の「代替養育が必要な子ども」に占める「里親・ファミリーホームへの委託児童数」（以下「里親等委託割合」という。）の割合を算出した。

<算式2による里親等委託割合の算出>

年齢区分	新規措置した子どもの数(H28~H30年度の計)①		里親等委託 可能子どもの数 (②+③)	里親等 委託割合 (④/①)
	施設入所した子どもの数 専門的ケアが必要等、施設 が適している	フォスターング機関 の充実により 里親等委託が 可能 ②		
3歳未満	61	25	19	36 59%
3歳以上の 就学前	24	10	5	14 58%
学童期以降	73	48	8	25 34%

上記で算出した里親等委託割合（3歳未満59%、3歳以上の就学前58%、学童期以降34%）と、別に推計した令和6年度及び令和11年度の代替養育を必要とする子ども数を用い、令和6年度及び令和11年度の里親・ファミリーホームへの委託子ども数及び里親等委託率を算出した。

〈令和6年度・11年度の代替養育が必要な子ども数と里親等委託率〉

区分	H30年度(現状)			R6年度(中期)			R11年度(後期)		
	里親等	施設	計	里親等	施設	計	里親等	施設	計
3歳未満 (里親等委託率)	5 (23%)	17 (77%)	22	8 (40%)	10 (60%)	18	11 (60%)	6 (40%)	17
3歳以上の就学前 (里親等委託率)	7 (23%)	24 (77%)	31	12 (40%)	18 (60%)	30	17 (60%)	11 (40%)	28
学童期以降 (里親等委託率)	37 (16%)	201 (84%)	238	59 (26%)	167 (74%)	226	74 (35%)	137 (65%)	211
計	49	242	291	79	195	274	100	156	256